

第三次宇多津町行政改革大綱

～ 変えます。「職員意識、職場の風土」～

宇 多 津 町

平成 1 5 年 1 2 月

基本方針

1. 人の改革

(1) 意識改革の徹底

限られた資源（人、モノ、金）を最大限に活用して町政運営を行う地域経営体であるという認識の下、常に住民の視点に立って一步踏み込んだ発想と行動ができるよう、管理職をはじめ、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。

住民の視点に立った発想と行動

- ・ 住民の声を聴くための懇談会、公聴会の実施
- ・ ボランティア活動や地域活動への積極的参加

経営意識、コスト意識の徹底

- ・ 各課の重点目標の設定、達成状況の評価の実施
- ・ 行政評価システムの活用

プロ意識の醸成

- ・ 税務や福祉等、職務の特性に応じたスペシャリストの養成
- ・ 職務に直接役立つ研修の充実並びに目的意識をもった研修の受講
- ・ 職務の専門性に応じた資格・免許取得の支援、取得者への積極的評価

職員褒賞制度の活用

- ・ 優秀な提案や功績に対する表彰等の実施

(2) 人事制度の構築

人事管理の諸制度は、職員の意欲や士気の高揚、組織の活性化のために機能しなければならない。このため人事制度の理念を明確にするとともに、任用、評価、給与、研修に関する諸制度の相互連携を図るなど総合的・体系的な人事制度の再構築に努め、努力した者が報われる、能力・実績重視の真に公正な人事管理を図る。

人事制度の整備

- ・ 理念・方針等の明確化
- ・ 人事制度の趣旨や仕組み、役割等について積極的に周知し、実効性の高い制度運用に努める。

人材育成・能力開発型の人事評価の推進

- ・ 公正で納得性の高い人事評価制度の整備
- ・ 目標管理制度の本格導入
- ・ 成績不良者等に対する厳正な人事管理

意識改革と能力開発を支える研修の充実

- ・ 各階層に求められる能力や行動を前提にした階層別研修の充実
- ・ 政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上を図るための政策形成研修の充実

公務員としての基本的な心構えや公務員倫理の徹底のための研修を充実・強化

- ・ 各部署に研修指導者の配置を通して、職場内での研修の充実

(3) 新たな給与制度の確立と給与の適正化

厳しい社会経済情勢や財政状況を踏まえ、厳格な定数管理に加え、適正な給与制度の運用を通じて総人件費の抑制に努めるとともに、能力・職責・業績を重視した給与制度を構築し、職員・組織の活性化を図る。

能力・実績主義の導入

- ・ 職員一人ひとりの能力・職責・業績を適切に反映できるよう、新たな給与制度の導入を検討

給与の適正化

- ・ 給与の適正化及び総人件費の抑制のため、昇給・昇格基準の見直しについて検討
- ・ 退職手当の官民格差に基づく国、県の支給割合の引下げ内容を踏まえ、退職手当金の適正化を検討。なお、本町が加入している香川県市町職員退職手当組合において支給割合の引下げが検討されているところである。

2. 組織の改革

(1) 行政組織の見直し

スリム化・効率化の観点に立って、より一層の見直しを行うとともに、新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、行政が推進する施策を積極的・効率的に展開するために、官と民の役割分担を明確にしながら、重点施策に沿った機動性重視の柔軟な組織体制を構築する。

執行体制の見直し

- ・ 重要施策を重点的・効率的に展開する組織体制の構築

(2) 定員管理の適正化

徹底した事務事業の廃止・見直しや事務処理の効率化、組織・機構の見直し等により、引き続き職員数の削減に取り組み、権限委譲等による新規の行政需要に対しては、状況に応じた弾力的な人事配置で対

応することを基本に、定員管理の適正化に取り組む。
スリムな執行体制づくり

(3) 組織体質の改善

閉鎖的な組織体質が職員の士気低下の背景となっていることから、上司と部下、職員同士が自由に提案、議論、そして実行できる風通しのよい職場づくりを進める。

議論する土壌づくり

- ・ 課長会議等、庁内の会議の活性化
- ・ 町長と職員の意見交換会等の実施
- ・ 職員の政策研究・研修の実施、自主研究グループの制度化と支援の拡充

提案を保障するシステムの整備

- ・ 職員の政策研究・研修の実施、自主研究グループ等からの町長へのプレゼンテーションの実施
- ・ 業務改善のための提案制度の活用

権限と責任の委譲

- ・ 町長から課長への権限と責任の委譲
- ・ 現場に近い職員への実質的な事務執行の委任

(4) 危機管理体制の徹底

住民の生命に関わるような危機や不測の事態等に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制をさらに徹底する。
迅速な情報収集・報告と対応ができる体制作り

3. 事務事業の改革

(1) 事務事業の見直し

事務事業全般にわたり、住民と行政との適切な役割分担を踏まえ、成果重視の視点に立って、目的に対する有効性や緊急性、費用対効果を的確に検証し、廃止・見直しに取り組む。また、その際、検証の結果を分かりやすく公表することにより、住民への説明責任を果たし、住民の理解を得ながら改革を進める。

評価システムの活用

行政評価システムを導入し、徹底した事務事業の廃止・見直しを行うとともに、住民ニーズの多様化等に的確に対応するため、成果重視の視点に立って評価することなどにより、必要な施策への転換や新たな施策展開を図る。また、町が実施している施策・事業の目的や内容、

評価を公表することにより、住民に対する説明責任を果たす。

(2) 事務事業の実施方法の見直し

民間能力やITを積極的に活用すること等により、最も経済的、効果的、効率的に事務事業が実施できるよう、絶えず実施方法・処理方法を見直す。

アウトソーシングの推進

住民ニーズに機動的かつ効率的に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営体制の構築を図るため、民間企業の持つ高度な専門性を活用できるアウトソーシングを積極的に推進する。また、公共施設の整備にあたっては、PFIの積極的な導入を図る。

行政の情報化の推進

効率的な事務事業の推進を図るため、インターネットや電子メール等の情報通信技術のより一層の活用を図る。

庶務事務の効率的執行

庶務事務について、情報システムの連携・再構築による集中処理化等について検討し、より経済的・効率的な事務執行を図る。

(3) サービスの改善

町政は住民のためにあるとの原点に立ち、住民の視点からサービスを見直し、対応マナーの向上や事務処理のスピード化等により、住民の満足度を高めるサービスを提供する。

窓口サービスの向上

窓口の対応は、住民の町政への信頼を高める大きな要素であることから、接遇研修等により応接マナーのより一層の向上を図る。

公共施設の活性化

公共施設の効率的な管理・運営を行いながら利用促進を図るため、利用日・時間の見直し、利用手続きの改善、利用制限の緩和を行うこと等により、公共施設の活性化に取り組む。

電子行政の推進

住民の利便性の向上を図るため、インターネット等のITを活用した行政運営を行う。

申請書等の簡素化

住民サービスの向上、住民負担の軽減等の観点から、申請書類の簡素化を推進する。

事務処理期間の短縮

事務処理方法を見直したり、事務手続きの簡素化を図り、事務処理期間の短縮を図る。

4. 町政運営の改革

(1) 町政運営方法の改革

限られた資源を最大限に活用して、自らの判断と責任で地域の実情に応じて環境に配慮した創造的な施策を積極的に展開するため、地域経営の視点に立って、戦略的に施策の選択・重点化を行ない、住民満足度の向上を図ることができる町政運営への転換を図る。

達成すべき明確な目標を定め、その実現にむけて施策を展開していく目標指向型の町政運営方法を確立する。

- ・ 行政評価システムの構築
- ・ 町が策定した各種計画の進行管理の徹底

(2) 住民との関係

町政に関する情報の積極的な公開と提供を行い、町政の透明性の向上と説明責任の徹底を図り、住民の町政参加意識を醸成していくとともに、単に情報発信だけにとどまらず、政策形成過程への住民の参画機会をこれまで以上に確保する。

また、ボランティアやNPO等の社会貢献活動を促進するとともに、広く住民個人や地域コミュニティ、企業も含め、公的分野における自主的な活動の促進や住民との協働を推進する。

住民への積極的な情報公開と情報提供

- ・ タイムリーでわかりやすく、住民の視点に立った広報の充実
- ・ 各種広報媒体の積極的・効果的な活用

透明で公正な事業・予算執行

- ・ 予算執行状況に関する住民への情報提供
- ・ 入札・契約手続きの透明性・競争性等の一層の確保・向上

町政への住民参加の促進

- ・ 町政への住民参加をさらに進めるため、懇談会や公聴会等で広く住民からの意見・提言を取り入れるとともに、住民と行政の意見交換により施策を実現していく。

住民との協働

- ・ NPO・ボランティアの総合的な人材育成システムの構築
- ・ 新たな地域コミュニティの構築

5. 財政構造の改革

(1) 予算編成の改革

厳しい財政状況の中で、真に住民の満足度を高めていくためには、

これまでの縦割り型の予算編成では限界があり、組織横断的な視点に立ち、政策目標を達成する方法を確立していく必要がある。

また、効果的な予算を編成していくためには、現場の実情や実態をこれまで以上に十分反映していくことが重要である。

このため、政策目標を明確にし、予算編成の重点化を図るとともに、各課の自主性を尊重し、現場を重視した予算編成に取り組む。

目標設定・目標によるマネジメント

- ・ 行政評価システムを活用し予算編成時における事業の目標の設定と公表
- ・ 決算時における目標の達成状況の公表

施策選択の徹底

- ・ 現場実態、外部意見の把握の徹底
- ・ 行政評価システムを活用し成果の検証と翌年度の施策への反映

各課の自主性の尊重

- ・ 各課への予算配分を行う中で、予算枠内での各課の自主性を尊重した予算査定の実施

(2) 財政運営の改革

これまでのような経済成長に依存した税収の伸びが期待できない状況下、厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、質の高い住民サービスを実現するためには、これまで以上に施策の選択・重点化を進めていく必要がある。

このため、町税をはじめとする歳入の確保に積極的に取り組むとともに、歳出の徹底した見直しを行い、財政運営の健全性を高める。

歳入の確保

- ・ 町税を滞納している者に対し、徴収係を中心に不動産、債権の差し押さえ等、一層の徴収確保策に取り組む。
- ・ 使用料、手数料の滞納者に対して、使用の差し止めや債務者への催告・訪問徴収を強化して実行ある徴収を確保する。
- ・ 受益者負担の適正化、公平性を図るために使用料、手数料について見直しを行う。
- ・ 町政への町民参加の促進と資金調達の一層の多様性を図るため、事業・目的を明確にした住民参加型ミニ市場公募債の発行に向けて議論を深める。

歳出の見直し

- ・ 普通建設費については、行政評価システムを活用し事業の選択と重点化を進め、事業目的を達成したものは、事業の休止又は廃止をする。
- ・ 扶助費については、制度の目的、サービスの提供実績、適正な負

担のあり方などを踏まえ、施策の見直しを図る。

- ・ 補助金については、補助基準を明確にしていくなかで、補助金の削減を図る。

財政分析等の推進

- ・ 地方財政状況調の財政指標等の活用による財政分析を行い、公表するとともに財政の健全化に活用する。

審議の経緯

- | | | | |
|---|-------|--------|-----------------|
| 1 | 平成15年 | 5月26日 | 第1回行政改革推進委員会を開催 |
| 2 | 平成15年 | 7月2日 | 第2回行政改革推進委員会を開催 |
| 3 | 平成15年 | 8月12日 | 第3回行政改革推進委員会を開催 |
| 4 | 平成15年 | 9月26日 | 第4回行政改革推進委員会を開催 |
| 5 | 平成15年 | 11月21日 | 第5回行政改革推進委員会を開催 |

宇多津町行政改革推進委員会

| | |
|-----|------|
| 会 長 | 北川博敏 |
| 委 員 | 綾田治美 |
| 委 員 | 岩根正幸 |
| 委 員 | 大平九弘 |
| 委 員 | 木谷慶仁 |
| 委 員 | 栗 典子 |
| 委 員 | 小松 守 |
| 委 員 | 西角邦夫 |
| 委 員 | 西本昌嗣 |
| 委 員 | 畑 元 |
| 委 員 | 宮本文子 |
| 委 員 | 山下定雄 |

平成15年11月21日

宇多津町

町長 谷川 実 殿

宇多津町行政改革推進委員会

会 長 北川 博敏

答 申 書(案)

平成15年5月26日、宇多津町長からの「第三次宇多津町行政改革推進について」の諮問に対し、当委員会は、審議の結果に基づき「第三次宇多津町行政改革大綱」として、別添のとおり答申する。

